

令和 7 年第 3 回臨時会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 7 月 2 日 開会

令和 7 年 7 月 2 日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和7年東吾妻町議会第3回臨時会会議録目次

第 1 号 (7月2日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第1号の上程、説明	5
○議案第2号の上程、説明	6
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	9
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	11
○閉会の宣告	20
○署名議員	21

令和7年東吾妻町議会第3回臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和7年7月2日（水）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1号 損害賠償の額を定めることについて

第 4 議案第 2号 工事変更請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	高 橋 弘 君	2 番	齋 藤 貴 史 君
3 番	増 子 京 子 君	4 番	渡 一 美 君
5 番	井 上 日 出 来 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	10 番	竹 渕 博 行 君
11 番	佐 藤 聡 一 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	石 村 文 明 君
教 育 長	茂 木 一 弘 君	総 務 課 長	酒 井 文 彰 君
企 画 課 長	玉 橋 晃 君	まちづくり 推 進 課 長	寺 嶋 徳 郎 君
保健福祉課長	小 池 さつき 君	町 民 課 長	谷 直 樹 君
税 務 課 長	藤 岡 剛 君	農 林 課 長	白 石 彰 久 君
建 設 課 長	永 村 達 之 君	上下水道課長	角 田 良 信 君

会計課長兼 会計管理者	代田 聡 君	学校教育課長	水出 悟 君
社会教育課長	伊澤 文 邦 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西山 孝 弘	議会事務局長 議次	小林 稔
--------	--------	--------------	------

◎議長挨拶

○議長（高橋 弘君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和7年第3回臨時会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき、ここに開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

さて、本臨時会には議案2件が付されておりますので、十分なご審議をお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（高橋 弘君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和7年第3回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る6月定例会の閉会后、上信自動車道へのアクセス町道1183号線改良工事の契約締結に係る議案の上程について、近日中の臨時会招集をお願いする旨をお知らせしておりましたが、6月23日に入札を執行したところ、落札者がございませんでした。これを受け、当初計画より延伸となるものの、本線工事への影響は生じないことを上信自動車道建設事務所にも確認の上、条件付一般競争入札を改めて実施することといたしました。

したがいまして、当該議案につきましては、今臨時会への上程がかなわなかった経緯をご賢察いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本日の臨時会では、損害賠償の額の決定について1件、工事変更請負契約の締結について1件、計2件を提案させていただくものでございます。

慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 弘君） ただいまより令和7年第3回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

◎議事日程の報告

○議長（高橋 弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、5番、井上日出来議員、6番、高橋徳樹議員、7番、里見武男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（高橋 弘君） 異議なしと認め、会期は本日1日とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（高橋 弘君） 日程第3、議案第1号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、本年2月、町が保有する公有自動車において、凍結路面で発生したスリップ事故に起因する相手方への損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） お世話になります。

それでは、議案第1号について、詳細説明を申し上げます。

本議案は、町が保有する公有車による交通事故に起因して発生した損害賠償の額について、地方自治法の規定に基づき、議会の承認をお願いするものでございます。

今回の案件は、本年2月20日、各地区の区長様宅への文書配布業務の途中で発生したものでございます。

前夜からの積雪がある中、職員が運転する公用車、軽ワゴン車でございますが、丁字路から出て右折をし、大通りに入った際、凍結した路面でスリップを起こし、ハンドル操作により立て直そうとしたものの、ハンドル制御が利かず、そのまま対向車線にはみ出し、その際に対向車線から進行してきた、町内に事業所を有する社会医療法人輝城会の車両と、お互いの右フロント部分が接触する交通事故となりました。

これにより、相手方車両の右前方部に損傷が生じるとともに、ドライバーの方は医療機関

を受診した結果、頸椎捻挫と診断され、その後、治療期間を経て、6月12日に治療が終了、
免責証書の取り交わしを経て、損害賠償額が確定したものでございます。

事故発生の責任割合については、町100%となり、損害賠償の額は、相手方車両の修繕費
23万780円、運転者の治療費12万2,216円、合計で35万2,996円となりました。

車両の損害につきましては、公有自動車損害共済、治療費については、町村会総合賠償補
償保険により支払われ、町一般財源からの支出、自己負担等はございません。

保険金は共済から相手方へ直接支払われる仕組みであり、町を経由する金銭の流れがない
ことから、補正予算措置の必要もございませんので、今回は自治法に基づく損害賠償の額の
決定についてのみ、ご承認をいただくための上程となります。

なお、町保有の車両につきましても、フロント部分の修繕が必要となり、約35万円の修理
費用が発生いたしました。こちらも町が加入する公有自動車損害共済により対応済みでござ
います。

今回の事故の発生を受け、安全運転管理の再徹底に努めておりますので、ご理解を賜り、
ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

本日正午までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（高橋 弘君） 日程第4、議案第2号 工事変更請負契約の締結についてを議題とい
たします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 工事変更請負契約の締結について、提案理由の説明を申
し上げます。

中央公民館耐震改修工事につきましては、令和6年第3回定例会でご議決をいただき、工

事を進めてまいりましたが、アスベスト除去費用の追加等により、工事請負金額に変更が生じました。当初契約金額 2 億 6,763 万円を 1,037 万 3,000 円増額いたしまして、2 億 7,800 万 3,000 円に変更するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） お世話になります。

それでは、議案第 2 号につきまして、詳細説明を申し上げます。

本工事は、令和 6 年第 3 回定例会におきましてご議決をいただき、当初契約 2 億 6,763 万円にて進めてきたものでございます。

本工事は、既存建物を部分解体しながら進める工法のため、進行過程で連続的に追加工事が必要になる事象が発生し、変更積算の取りまとめに時間を要したため、適切な時期を逸しての上程となりましたことを、まずもっておわび申し上げます。

本工事におきましては、最終的な変更積算に基づき、変更前請負額 2 億 6,763 万円のところ、変更後 2 億 7,800 万 3,000 円、差引き 1,037 万 3,000 円、率にして約 3.9% の増額となり、6 月 24 日付、契約の相手方である南波建設株式会社と変更請負仮契約を締結している状況でございます。

今回の変更の主な要因は、3 点でございます。1 点目は、外装吹きつけ材から検出されたアスベストの除去に係るもの、2 点目は、2 階大会議室天井改修に係るもの、3 点目が、受変電設備の負荷開閉器更新に係るものでございます。

具体的な変更内容について、これまでの経緯と増減額についてご説明いたします。

見開きの経過報告と変更増減の対照表をご覧ください。

まず、経過ですが、工事施行前である令和 6 年 10 月上旬、前年 10 月から有識者による調査が義務化されたことを受け、町と施工業者、設計者の 3 者で協議の上、今回工事が必要な箇所において、有識者によるアスベスト含有調査を実施いたしました。この調査結果により、11 月上旬、外装吹きつけ材にレベル 1 相当のアスベストが検出され、約 1,300 万円の追加費用の必要が生じました。

本来であれば、この時点で、直近の議員全員協議会等において状況をご説明すべきところでございましたが、積算整理を優先したため、議員の皆様へのお伝えが遅くなりましたこと

については、配慮が行き届かなかったものと受け止めております。

次に、12月上旬、2階大会議室天井改修工事の過程で、屋根の上部からの施工を予定しておりましたが、雨水浸入のリスクを避けるため、内部に足場を組み施工する工法へ切り替え、付随する費用を含め、約600万円の追加が必要となりました。

さらに、4月中旬、受変電設備内の負荷開閉器の劣化が判明し、安全確保に不可欠なことから、負荷開閉器の更新費用としまして、約200万円の追加を要してしまいました。

以上、そのほか雑工事を含め、合計で2,107万3,000円の増額となったものでございます。一方で、減額となる部分もございます。

当初計画としてありました冷暖房機の集中管理に必要な自動制御方式を取りやめ、職員が各室の運転確認を行う形へ改めた結果、約650万円を減額しております。また、1階相談室エアコンにつきましては、直近の入替えから5年程度であるため、当面は耐用年数との判断から、2台の更新を見送ったことで、約420万円を減額しております。

このように、増額分2,107万3,000円と減額分1,070万円を相殺した結果、差引き1,037万3,000円の増額となり、変更後の契約額は2億7,800万3,000円となっております。

以下、施工範囲を示すための資料を添付させていただきました。

資料1は、アスベスト除去範囲を赤斜線で示したものでございます。また、資料2は、施工範囲を赤枠で示した図となっております。最終ページの資料3は、受変電設備の設置場所を示したものでございますので、ご参考にしていただきたいと思います。

現在、工事は、今月末の完成に向けて最終段階にあり、9月1日の施設利用再開に遅れが生じることがないように、関係者と連携をしながら、安全管理と品質確保を徹底してまいります。

今回の変更契約締結に関しまして、不測の事象が連続的に発生したとはいえ、認識不足により議会に対する適切な時期での説明が遅れましたこと、また、最終的段階に差し当たっての議会上程となりましたことを深く反省し、今後は適切な事務執行を徹底していく所存であります。何とぞご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。本日正午までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩いたします。

この後、中央公民館で工事担当課の現場説明を予定しております。議案調査をする議員は、各自現地に出向いていただき、ヘルメット等を着用して議案調査を実施していただきますようお願いいたします。

再開を午後 1 時といたします。

(午前 10 時 17 分)

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

◎議案第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第 3、議案第 1 号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本件については、先ほど議案調査としてありますので、ここで質疑を行います。

10 番、竹淵議員。

○10 番（竹淵博行君） 今回の損害賠償の額を定めることについて、この件につきましては、全て保険対応ということで、問題はないというふうに、議案調査の中で理解はしております。そしてまた、本庁の職員につきましても、けががなくてよかったなというふうに思っております。

しかしながら、課長のほうに確認したところ、この件とはちょっと違うんだけれども、関連として、公用車におけるドライブレコーダーですかね、これの設置が、結構遠くに出かける車についてはついているんだけれども、町内を巡回するような車両については、まだついていないということであります。

こういったものもぜひつけていただいて、万が一事故になった場合、なかなか職員という立場で、仮にですけれども、相手が悪いんだというふうに思っても、なかなか強く出られないとか、遠慮してしまうとか、それはそれでいいんですが、気持ちの上で、やはり

職員という立場で、遠慮しがちになってしまうというのがあるんだと思うんですね。

そういった中で、やはりドライブレコーダーで、ある程度証拠を残しておくということが非常に大事だというふうに思いますので、この件とはちょっと違いますが、この件については特に問題ないと私は思っています。しかしながら、議案調査の中で、そういうふうに確認をさせていただきましたので、ぜひ全車両にドライブレコーダーの設置、こういったものをぜひつけるべきではないかというふうに思いますが、まず総務課長、お願いできますか。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） ありがとうございます。

私たち職員は、常に公用車を運転する際にはリスクが伴いますので、今おっしゃっていたように、万が一の備えとしてドライブレコーダー等の情報、これは非常に事故調査ですとか、そういったときの活用にもなりますので、証拠材料となりますので、現在のところ、ついている車両は少ないんですけれども、今後また検討して、段階的に車両への装備というものを検討していければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 町長にも一言お願いできますでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、総務課長が申し上げたとおりでございますので、ドライブレコーダーの搭載につきましては、今後十分に検討してまいります。

○議長（高橋 弘君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第4、議案第2号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、先ほど議案調査としてありますので、ここで質疑を行います。

8番、小林議員。

○8番（小林光一君） この変更については、やむを得ないのかなと私は理解しておりますけれども、まず確認の意味で、幾つかお聞かせいただきたいと思います。

昭和57年に一応、中央公民館の建設工事を行ったということなんですけれども、そのときの会社はどこの会社でしょうか。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） すいません、そこまで、今現在の資料だと分かりかねますので、大変申し訳ございません。

○議長（高橋 弘君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 南波建設と前は聞いたように私は思っているんですけれども、それで確認の意味で聞いたんですけれども、もしそうだとすれば、アスベストを除去する際に、屋根が広いというのは、当然、ある程度分かっているわけですよね。そうしたら、何で初めから、工法を途中で変更しているわけです。なぜこのような工法に変更したのか、初めから分かっているんだったら、入れるべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 今回のアスベスト調査に関しましては、外壁の解体の部分のところを調査しております。外壁の吹きつけ材の解体する部分を調査しておるところでございます。

○議長（高橋 弘君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） だとしても、屋根までいじることは分かっていたわけですね、アスベストを取るわけですから。そうしたら、やっぱり僕としては、初めからこの工法を取ってす

べきでなかったのかと。

そういう意味で、僕は、ある意味では、業者の知識不足というんでしょうか、認識不足というのでしょうか、ではなかったかなと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 今回の工法につきましては、施工業者、また現場管理業者、また発注者の3者で協議の上、決めてきました。解体に伴う場所の調査が必要ということで、施工箇所をピックアップしながら、調査対象を決定してまいりました。

また、施工箇所は高所の場所もありましたので、足場等を設置してからということで、今回調査、またサンプルを取らなきゃならなかったのも、今回の対応になってしまいました。よろしくお願いします。

○議長（高橋 弘君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） そうしますと、絶えず変更を伴うという締結だったということでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 今回に関しては、3者協議の上やるということにしていたので、変更を伴ってしまいました。

○議長（高橋 弘君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） 分かりました。それだったら、やむを得ないと思うんですけれども。

それで、また空調ですね、設備等、これについて変更しているわけですが、今まで空調を5年間、所管事務調査で聞いたところ、5年間ぐらい使っているのも、まだ使えるから、これを減らしたというようなお話があったんですよね。

そうしたら、初めからこれ、入れておかなくてもよかったんじゃないかなという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 今回全ての空調を替えたいというのはありましたので、当初設計上は入れましたけれども、打合せしている中で、まだまだこれは使えるので、取り替えてはもったいないということもありましたので、今回は削除した経過があります。

○議長（高橋 弘君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） だから、そうだとしたら、初めから変更する必要なくて、する必要なかったんじゃないかというのが私の質問になるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 申し訳ないんですけども、今回に関しては、打合せの段階で、2個撤去しないという方向を決めさせてもらいました。よろしくお願いします。

○議長（高橋 弘君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） そう答えるしかないかとは思いますが。

それで、一応今度で改修工事が終わりますよね。そうしたら、あと20年間、改修については一切ないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 今回は、中央公民館を利用していただけの方が安心してご利用できるようにということで、耐震化工事をメインとしまして、電気・空調・衛生設備の改修を行いました。今後、まだ悪い箇所というのはあると思いますけれども、それは随時、また検討してまいりたいと思っております。お願いします。

○議長（高橋 弘君） 8番、小林議員。

○8番（小林光一君） そういうことが出てくるとは思います。ですから、そういうときには、また工事をやることになるかとは思いますが、もしそういうことがあるのであれば、私としてはエレベーターの設置、非常に皆さん高齢化してきましたので、ぜひそれをしていただけないかなというのを思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） そういう部分も含めて、また検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○8番（小林光一君） 結構です。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 課長からは幾つか確認をしてあります。それで、今回の変更契約については、特に問題はないなというふうには思っております。

そこでちょっと確認なんですが、石綿の、要するに塗料に含まれていると。塗料に含まれているという、要するに外装の吹きつけ材に石綿の成分が含まれているという解釈なんだと思います。

それで、今回の改修に当たっての解体をする部分については、調査をして、報告が義務づけられているという解釈でよろしいでしょうか、取りあえず。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 竹渕議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

改修をするところについては、要はそこを解体して、新たなものの、要するに壁を取り付けて、そこに吹くということなんですが、要するに、解体をしない部分というのが結構あるじゃないですか。でも、解体をしない部分の外壁の塗料に入っているわけですよね。その上に今回、塗装しているわけですよね。それでいいんですか。その確認です。

ですから、解体したところは、まるっきり新たになりますので、アスベストの成分というのがまずゼロになるわけですね。だけれども、解体しない部分というのはそのまま含まれていて、その上から化粧なさっているわけですよね。そんなのでいいんですか。いいかどうか分からないので、判断が。そんな隠す形でいいのか、ちょっと確認させてください。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 今回、外装吹きつけ材のアスベストの除去なんですけれども、解体するのに当たって粉じんが舞う、そのために、アスベストが入っていると、作業員のほうの肺等に吸い込まれる危険性がありますので、その調査ということで行いました。

今回は解体して、そういう粉じんが舞うおそれがありますので、その部分ということで調査したんですけれども、そのほかの今回新たに吹きつけだけした箇所に関しては、解体はしませんので、粉じん等が舞うおそれはありませんので、そのままの上で吹きつけをしたという経過になります。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） そうですよね、そういう理屈になるんだと思うんですよ。

そうすると、今後また、今回と違った部分を何とかするときには、やっぱりそれを含んでいますから、当然そういった処理費用も入れての積算になるということですよね。

だから、手をつけないんだからいいんだということなんですか。粉じんだという話、要するに解体すれば、そこに細かなものが出るから、だから、その部分についてはちゃんと処理をするんだと。だけれども、手をつけない部分については、含まれているんだけれども、手をつけなくていいんだと、上から化粧していいんだという解釈で本当にいいのかどうかだけ、確認です。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） ちょっと私も専門じゃないんですけれども、もしその場所も

解体するということになれば、アスベストを含んでいますので、処理をしなければならないと思われます。よろしくお願いします。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 言っていることは分かります。

本当にそういう処理の仕方でもいいのかなというのがちょっと、私も建築家じゃないので、詳しくは分かりませんが、手をつけないから、その上から塗っていいんだという、あるというのが分かっているけど吹きつけていいんだという解釈でいいのかどうか。その辺、ちょっとよく分からないので……ちょっと分からないですね。それがいいのかどうかというのは、本当に判断できないので、課長がいいと言うんなら信じますけれども、いいんですかね。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 大変申し訳ありません、その件に関しましては、一応調べさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 課長、もう一回答弁し直してください。調べますじゃ駄目、今結論出すんだから、いいか悪いかね。

だから、今いいと言ってくれないと駄目ですよ。私、立てないですよ。取りあえず、今の法律上それでいいことになっていますということを言ってくれないと、賛成できません。幾らお金がかかろうと、やらなくちゃいけないものはやらなきゃいけないし、その辺、もう一度答弁いただけますか。これから調べるじゃ駄目よ。

（「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○10番（竹渕博行君） いや、私の質問途中ですから。

それで問題ないというんなら、全然問題ないんだけど。

暫時休憩で、ちょっと調べてきますか。

（「暫時休憩しましょう」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 暫時休憩します。

1時30分まで休憩といたします。

（午後 1時19分）

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） お時間をいただいて申し訳ございません。

設計監理業者に確認しましたところ、現在の工法で適切であるということが確認されました。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございました。

課長、このぐらいのことは十分質問に出るだろうということぐらいは、ぜひ認識しておいていただいて、対応していただければ、ありがたいなというふうに思います。

そうすると、今回の外装の吹き付け材アスベストの除去、これで1,300万円ほどかかるということで、面積でいうと、おおむねですけれども、全体からすると、15%ぐらいから20%ぐらいの面積比だと。

そうすると、今後、例えば解体するに当たっては、またお値段も上がるでしょう。そうすると、アスベストの処理だけで1億円ぐらいかかってしまうということが言えるんだと思うんですが、解体の費用は当初の予算で多分入っているのも、本当にアスベストの処理だけで、これだけのお金がかかってしまうという計算になるんだと思うんですが、そういうような形になりますかね。ちょっとご答弁いただけますか。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 竹渕議員のおっしゃることは、そのとおりだと思っております。よろしくお願いします。

○10番（竹渕博行君） 私からは結構です。

○議長（高橋 弘君） ほかにございますか。

11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 午前中の議案調査で、大体中身については理解できました。ただ、現場を見させてもらった段階で、ちょっと気になるところがあるのは、2億7,000万円かけていたので、内装もある程度やるのかなと思ったら、本当に部分的に直すところだけ直って

いて、あとは今のままの状態になっているので、先ほど小林議員からも言って、私も聞いたんですが、今後20年使うとなるなら、なぜ今回直さなかったか、まずその点を確認したい。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 申し訳ないです、先ほど説明したんですけれども、今回にしましては、耐震化工事をメインとしまして、電気・空調・衛生設備の改修をメインとしましたので、ちょっとその部分までは手が回らなかったというところがあります。よろしくお願いします。

○議長（高橋 弘君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 部分的に5年だとか、そのぐらいのサイトでやるんなら理解もできるんですけれども、今後、中央公民館、当初は解体して新築するような話までありましたよね、前は。要は現状のを直して今後使っていくんだという話で、今回の工事を発注、耐震化をして、長く使えるような話になっていたんだと思うんです。

そうすれば、せっかくやるんなら、20年使うんなら、もうちょっとひび割れだ、壁が雨漏りで染みだらけだという話はちょっと、一般の町民の人になかなか理解してもらうのが難しいのかなと。お金はかかりますよ。ただ、せっかくやるときに、半年も休んで造り直したわけだから、その期間に一緒にやる話はなかったんですかね。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 先ほど申したんですけれども、今回メインの部分がありまして、今回そこはできなかったもので、ご指摘の部分にしましては、今後また検討させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 弘君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 今の話で、また改めて、公民館を1回閉鎖してやるような話になるのかもしれないので、ただ今後を考えれば、やっていく方向で考えたほうが、長く使うにはベターかなと私は思います。

それと、緊急でやってもらいたい話は、前、最初の工事の説明があったときに、予算の段階で、2階に大会議室があって、要は車椅子の人がどういうふうに行くんだいと。だから、エレベーターはちょっとお金かかるから、階段に乗るというのか、輸送の機械ぐらいは、ある程度そんなにかからないでやる、要は基本的には、公共施設はバリアフリーが中心ですから、そっちの対応を全然していないので、今後2階で会議をやったときに、車椅子の人は行けないのかいという部分がもろに出てくるので、これは緊急で対応すべきじゃないかなと思

うんですが、いかがですか。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 今回に関しましては、階段の上り下りに、車椅子ごと移動可能な階段昇降機で今回対応したいと考えております。

○議長（高橋 弘君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 今の話だと、すぐ造るということですか。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 階段昇降機なので、車椅子を乗せて階段を、キャタピラーじゃないですけども、こうやって上がっていく、そういうような乗り物というか、移動式の昇降機で考えております。

時期的には、それは早急には設置したいと考えております。

○議長（高橋 弘君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 今の話は、自走で行くという形なんですか。それとも、太田小でやっていたけれども、ほかでもあるんだけれども、レールが壁についていて、それに座って上っていく、車椅子は別で持っていく、そういう話の機械なんですか、今の話では。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 階段昇降機は、車椅子を乗せて、1人後ろに補助がいて、それを押すんじゃないですけども、キャタピラーで上げながら2階とか上がる……

○11番（佐藤聡一君） 自走式のやつね。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 装置でございます。

○議長（高橋 弘君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） そういう話ならそういうことで、至急に対応をお願いしたいと思います。

実際にあそこをこれから使いだすとすれば、コンベンションだとか、こっちとのバッテリーが少なくなる部分もあるし、やはり身障者の人が使いやすい施設にしてやらないと、せっかく直したけれども使えないというんじゃない問題が出るので、今月末で完成するときにはついているという考えでいいんですか。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 使用開始が9月1日なので、それまでには現地には搬入したいと思っております。よろしくお願いします。

○11番（佐藤聡一君） 分かりました。

○議長（高橋 弘君） ほかに。

10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 今、課長のほうから、階段をキャタピラーで乗るようなということで、初めて聞いたんですけれども、これは、この工事の中での費用に入っていらっしゃるんですか、初めて聞いたので。それとも、これから別で発注するんですか。ちょっとその辺、お教えいただけますか。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） これに関しましては、ほかの公共施設で今利用していないものもありますので、それを持ってきて利用したいと考えております。お願いします。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

それも、今聞いて理解したんですけれども、そこもきちっと説明していただくと、ありがたかったかなと、私も質問しなくても済んだかなと思います。

そうすると、あるということですね。現状あるものを使うということの解釈でいいということですね。お願いします。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） そのとおりでございます。

○10番（竹渕博行君） 結構です。

○議長（高橋 弘君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は、これをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 弘君） これをもって本日の会議を閉じ、令和7年第3回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 1時41分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 高 橋 弘

署 名 議 員 井 上 日 出 来

署 名 議 員 高 橋 徳 樹

署 名 議 員 里 見 武 男